

市・都民税の申告、所得税の確定申告はお早めに

申告、所得税の確定申告
に関する相談・提出期間
2月16日(水)～
3月15日(火)

- 贈与税の申告期間は2月16日(水)～3月15日(火)
- 個人事業者の消費税及び地方消費税の申告期間は3月31日(木)まで

市・都民税、所得税などの申告の時期になりました。提出期限直前は大変混雑しますので、申告はお早めに済ませるようお願いいたします。

市・都民税の申告は市役所へ

問い合わせ 市民部課税課

市・都民税は、昨年1年間(平成22年1月1日～12月31日)の所得に基づいて課税します。

申告が遅れたり申告をしない場合は、国民健康保険税や介護保険料等の算定に影響が出たり、各種手当等の申請に必要となる課税・非課税証明書の交付が受けられないことがありますので、必ず期間内に申告を済ませてください。

市・都民税の申告窓口
期間 2月16日(水)～3月15日(火)

※土・日曜日を除く
時間 午前9時～午後4時

場所 本庁舎1階市民ロビー

★市・都民税や簡易な所得税の申告相談窓口も開設します。相談窓口は、特に初日と期限直前の時期は大変混雑しますので、時間に余裕をもってお越しください。

申告の必要がないかた

- ① 税務署へ所得税の「確定申告書」を提出したかたとその同居の扶養親族
- ② 給与所得のみかたで、勤務先から年末調整済みの「給与支払報告書」が東村

所得税の確定申告・贈与税の申告・個人事業者の消費税及び地方消費税の申告は税務署へ

問い合わせ 東村山税務署 ☎394・6811(代表)

東村山税務署の申告窓口
期間 2月16日(水)～3月15日(火)

※土・日・祝日を除く。ただし、2月20日(日)・27日(日)のみ日曜窓口を開設します。

時間 午前9時～午後5時
場所 東村山税務署(〒189-1855 本町1-20-22)

※日曜窓口では、電話による相談、国税の領収、納税証明書の発行は行いませんので、ご了承ください。

山市役所へ提出されているかたは、その同居の扶養親族から受けているかた及び給与以外の所得があるかたは、所得税の確定申告(税務署へ)又は市・都民税の申告(市役所へ)のいずれかが必要になります。

公的年金所得のみのかたの申告について

収入が公的年金のみで、年金支払者から「公的年金等支払報告書」が市へ提出されているかたは、市・都民税の申告の必要はありませんが、社会保険料控除、生命保険料控除等の各所得控除が算入されない(年末調整がされない)ため、税額が高くなる場合があります。

また、「公的年金等支払報告書」では、扶養控除、配偶者控除、障害者控除及び寡婦(夫)控除の確認ができない場合があるため、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢

者医療制度の保険料等の算定にも影響が出る場合があります。そのため、公的年金収入のみかたでも、できるだけ申告をしていただきますようお願いいたします。

なお、申告書の提出先が市役所・税務署のいずれか不明な場合は、市・課税課、又は税務署へお問い合わせください。

所得のなかたかたも申告を

平成22年中に収入のなかたかたや、扶養親族であったりも扶養義務者と世帯を分けていたかた(転勤により妻のみ当市に居住しているかたや学生のかたなど)も、非課税証明書の交付や国民健康保険税、介護保険料等の算定に必要となる場合がありますので、お手数ですが市役所へ申告書を提出していただきますようお願いいたします。

申告に必要なもの

① 印鑑

利用になることができます。同コーナーで画面の案内にしたがって金額等を入力すると、所得税・消費税の申告書等が作成できます。

なお、入力した申告書データに、電子証明書を添付し、そのまま送信することで申告と納税が可能なシステムが、国税電子申告・納税システム「e-Tax」です。(贈与税を除く)

また、同コーナーで作成し、印刷した確定申告書等(カラー印刷でなくても可)は、そのまま税務署に提出することもできます。

国税庁のホームページでは、確定申告書のほかにも、国税に関する主な行政手続についての申請・届出様式を掲

② 平成22年分の源泉徴収票、収入証明書などの収入金額がわかるもの

③ 平成22年分の社会保険料の領収書、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料の控除証明書

④ 医療費控除を受けるかたは、平成22年分の支払いを証明する領収書(領収書の合計金額はあらかじめ計算しておいてください)

⑤ 障害者控除を受けるかたは、障害者手帳又は愛の手帳など

※昨年に市・都民税の申告をされたかたは、昨年中に東村山市へ転入された満23歳以上のかたで国民健康保険加入者のかたには、1月下旬に申告書を郵送しました。お手元に申告書が無い場合は、市・課税課窓口(本庁舎2階)及び申告期間中の申告窓口でも配布します。

市役所からのお願い
所得税の「寄附金控除」を申告されるかたへ

市区町村・都道府県や日本赤十字社、市内・都内の公益増進法人等への寄附金に対して適用される住民税の寄附金税額控除の計算のために、市では寄附先や寄附金額の内訳の把握が必要になります。確定申告書第二表の「寄附金の所在地・名称」欄に書ききれない場合は、市・課税課へご相談ください。また、内訳が不明のかたへは後日、市役所から別途「市民税・都民税寄附金税額控除申告書」の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

住民税の住宅ローン控除(住宅借入金等特別控除)について

平成21年～25年に入居した(又は予定のある)かたへ
所得税の住宅ローン控除の適用を受けており、一定の要件を満たす場合は、

新規に振替納税を利用するかたの申込み期限

税務署又はご利用になる金融機関で手続きをしてください。

○ 所得税 3月15日(火)
○ 個人事業者の消費税及び地方消費税 3月31日(木)

件を満たすかたを対象に、各年分の所得税額から控除しきれない額がある場合は、翌年度の住民税より控除されます。手続き方法

1年目
東村山税務署へ所得税の住宅ローン控除の確定申告を行ってください。

2年目以降
① 給与所得のみで所得税の住宅ローン控除の適用を年末調整で受けているかたは、給与支払報告書が勤務先から市へ提出されていれば、手続きや申告は必要ありません。

② 年末調整が済んでいないかたは、給与以外の所得があるかたは、東村山税務署で確定申告を行ってください。

平成11年～18年に入居したかた
勤務先の年末調整で所得税の住宅ローン控除の適用を受けており、住民税の住宅ローン控除の対象となるかたは、原則として市役所での手続きは必要ありません。

申告書の税務署への送付について

郵送で申告書等を提出されるかたで、確定申告書等の「控え」に税務署の受付印が必要なかたは、所要額の切手をはった返信用封筒を同封して送り表示された日を提出日としてください。

また、税務上の申告書や届出書等は「信書」に該当しますので、郵便又は信書便で送付してください。

この場合、通信日付印により表示された日を提出日としてください。

ただし、郵便又は信書便以外(ゆうパック、メール便等)で送付した場合は、東村山税務署に到達した日が提出日となりますのでご注意ください。

歯の健康

きちんと食べて健康になろう

食べるということは元氣と健康の源であり、人生最大の楽しみの一つです。しかし、現代の日本においては、暮らしが豊かに便利になった反面、がんや糖尿病といった生活習慣病を患う人が増えています。生活習慣病は、脂肪・糖分・塩分の摂り過ぎなどの好ましくない食習慣や運動不足といった生活習慣によりじわじわと身体をむしばんでいくことも多い病気で、特に子どもの成長において、日中、外で十分に遊びご飯をしっかりと食べ、夜はぐっすり眠る、このような生活のリズムが大変重要になります。しかし、現代においては塾通いや両親の共働きなどにより生活リズム

が狂いやすく、またファーストフード、インスタント食品などの食べ物で済ませることも多くなるなど食習慣も乱れやすくなります。このような乱れにより虫歯や歯肉炎になりやすくなることも、家族が向き合って、楽しい雰囲気の中でおいしいものを食べながら会話を、私たちの望む食事の風景としようか。単に空腹を満たし栄養を摂るだけの行為ではなく、親しい人との会話を楽しみながらゆったりと食べる食事は、味覚や口の機能の発達に重要なこととまらず、ストレス社会に生きる現代人にとって心のエネルギーの大切な補給源になります。口の健康のためだけでなく、心と体の健康を維持するためにもきちんと楽しく食事をしましょう。

東村山市歯科医師会

確定申告をすれば所得税が戻るかた

給与所得者で確定申告の必要がないかたでも、次の～のいずれかに該当し、源泉徴収した税金が納め過ぎの場合は、「還付申告」により税金が還付されます。災害・盗難・横領により住宅や家財などの資産に受けた損害などについて雑損控除を受ける場合
病気やけがなどで支払った多額の医療費について医療費控除を受ける場合
住宅借入金等で家屋を新築・購入・増改築等をして、住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)を受ける場合
それぞれの控除の適用を受けるための要件や必要書類等を事前にご確認ください。還付金の受け取りは、預貯金口座への振込みをご利用ください。